

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成 21 年度第 1 回総会議案書

日 時 : 平成 21 年 6 月 16 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~
場 所 : ふくしま中町会館 6 階「特別会議室」

目 次

議案第 1 号 平成 2 0 年度事業報告(案)について	1
1 事業実施概況.....	1
2 事業実施状況.....	3
3 資金管理実績.....	15
議案第 2 号 平成 2 0 年度歳入歳出決算(案)について	20
1 平成 20 年度歳入歳出決算書.....	20
2 財産目録.....	29
3 監査報告書.....	31
議案第 3 号 規約及び諸規程の一部改正(案)について	32
議案第 4 号 平成 2 1 年度歳入歳出補正予算(案)について	43
参考資料	47

議案第1号 平成20年度事業報告(案)について

1 事業実施概況

水田農業を取り巻く情勢が厳しい状況のなか、本県は19年産米において全国一の過剰作付県となり、国は20年産以降の米の生産調整の実効確保を促進するため、生産調整の拡大分に対する緊急一時金交付を内容とする「地域水田農業活性化緊急対策」を措置した。

このため、過剰作付解消に向け未達成が見込まれる地域協議会に対し、地域水田農業活性化緊急対策を活用した生産調整の取り組みを推進、結果、平成20年産の主食用水稲作付面積は80,800haと12,378haの作付過剰となったものの、過剰面積は前年に比べ998ha減少し、34の市町村で生産調整の目標が達成した。

とりわけ、稲WCSと飼料用米の取り組みが増加するなど、計画生産について一定の取り組み成果があり、稲WCSは中通り地方を中心に331haの取り組みとなり前年の119haから大幅に拡大、新規需要米の飼料用米は主食用からの転換も含め84.3ha、460トンの取り組みとなった。

また飼料用米に関しては、本県における水稲計画生産の実効性確保と畜産振興のための自給飼料確保対策を一体的かつ積極的に進めるため、飼料用米の生産に取り組む農家、利用する畜産農家、流通に携わる米穀集荷団体、飼料加工に携わる飼料会社等の連携推進並びに飼料用米の生産性向上や利用促進のための需給調整・調査研究等を行うことを目的として飼料用米専門部会を設置した。

さらには、水田フル活用元年となる21年産の作付に向け、20年産の生産調整実施者で21年産も生産調整を実施することを約束した農業者に対し助成金を交付する「水田最大活用推進緊急対策」が措置されたことから、県内農業者に対しいわゆる減反イメージから脱却して水田を最大限に活用する取り組みを、チラシ等の配付を通して21年度からの水田農業構造改革対策と併せ推進を行った。

一方、地域水田農業推進協議会の活動支援については、水田農業構造改革交付金等の交付をはじめ地域協議会の運営支援、さらには地域協議会の事務担当者を対象にした事務説明会や個別事務指導等を通じ、地域協議会の円滑な運営と適切

な事務執行指導を実施するとともに、地域水田農業ビジョンと集落営農および担い手の育成の実施状況等について「水田農業ビジョン通信」を発行し、県内の事例紹介や取り組みに向けた手法等の情報提供を行った。

水田農業構造改革交付金等の交付については、以下のとおりとなった。

- ・産地づくり交付金：1,987,771,894 円（40 地域協議会）
- ・稲作構造改革促進交付金〔産地づくり特別加算事業（稲作構造改革促進事業分）〕：577,108,274 円（39 地域協議会）
- ・稲作構造改革促進交付金〔産地づくり特別加算事業（担い手集積加算事業分）〕：152,646,704 円（33 地域協議会）
- ・稲作構造改革促進交付金〔稲作構造改革促進事業〕：97,615,576 円（14 地域協議会）
- ・新需給調整システム定着交付金：201,535,854 円（40 地域協議会）

以上計 3,016,678,302 円

- ・稲作構造改革促進緊急交付金：271,674,990 円（36 地域協議会）
- ・地域水田農業活性化緊急対策交付金：261,083,870 円（31 地域協議会）
〔平成 19 年度と平成 20 年度の合計交付額 571,835,120 円〕
- ・耕畜連携水田活用対策〔生産振興助成〕：10,111,000 円（1 地域協議会）
- ・耕畜連携水田活用対策〔取組面積補助〕：92,367,186 円（33 地域協議会）
- ・水田最大活用対策推進緊急交付金：1,212,823,590 円（39 地域協議会）

2 事業実施状況

1 過剰作付解消に向けた取り組み活動

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
4月23日	J A福島ビル	<p>平成20年度産地づくり対策・耕畜連携水田活用対策に係る事務説明会</p> <p>(1) 地域水田農業推進協議会の役割</p> <p>(2) 産地づくり交付金・新需給調整システム定着交付金について</p> <p>(3) 稲作構造改革促進交付金について</p> <p>(4) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金について</p> <p>(5) 新規需要米の手続きについて</p> <p>(6) 生産調整の目標達成に向けた取組の把握について</p> <p>(7) 稲WCS・飼料用米の取組について</p> <p>出席者：各地域水田農業推進協議会事務担当者(市町村事務局、JA事務局)、農政of、県推進会議事務局 計177名</p>
6月27日 ～ 7月16日	県内各所	<p>生産調整に係る飼料用米推進</p> <p>会津坂下農業普及所・県北地方(27日) 相双農林事務所・郡山市役所(30日) 南会津農林(7月1日) 県南農林(4日) 県庁本庁(11日) あいづ(15日) いわき市・すかがわ岩瀬・たむら・みちのく安達(16日)</p> <p>出席者：各地域水田農業推進協議会事務担当者(市町村事務局、JA事務局)、農政of、県推進会議事務局</p>
7月25日	J A福島ビル	<p>飼料用米専門部会設立</p> <p>(目的) 本県における水稻計画生産の実効性確保と、畜産振興のための自給飼料確保対策を一体的かつ積極的に進める。</p>
12月25日	パルセいいざか	<p>米政策改革説明会</p> <p>(1) 平成21年産米の市町村別需要量に関する情報について</p> <p>(2) 今後の水田農業改革の推進について</p> <p>(3) 米政策改革の推進について</p> <p>平成21年産米の計画生産に向けたJAグループ福島の取り組みについて</p> <p>平成21年度米政策改革に向けた農業委員会系統組織の取り組みについて</p> <p>(4) 平成21年産米生産数量目標認定方針作成者間調整の取り組みについて</p> <p>(5) 水田経営所得安定対策の推進について</p>

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
		出席者：各地域水田農業推進協議会事務担当者(市町村事務局、JA事務局)、農政 of、県推進会議事務局 計 400 名
1月23日	JA福島ビル	<p>水田等有効活用促進対策等説明会</p> <p>(1) 21年度概算決定事項について 水田等有効活用促進交付金、産地確立交付金 平成21年度産地確立交付金の配分の考え方について</p> <p>(2) 20年度補正予算(第2次)について 需要に応じた麦の生産拡大支援 水田最大活用推進緊急対策</p> <p>(3) 21年度に向けたビジョン・産地確立計画書の見直し・高度化の推進について</p> <p>(4) その他 都道府県間調整について</p> <p>出席者：各地域水田農業推進協議会事務担当者(市町村事務局、JA事務局)、農政 of、県推進会議事務局 計 210 名</p>
2月3日	パルセいいざか	<p>福島県水田農業確立推進大会</p> <p>【1部】(福島県水田農業改革推進大会)</p> <p>(1) 情勢報告</p> <p>(2) 基調講演 「今後の水田農業改革の展望について」 農林水産省総合食料局食糧部計画課需給調整対策室長 村井正親 氏</p> <p>(3) 大会決議採択</p> <p>【2部】(米づくり改革実践・集落営農推進セミナー)</p> <p>(1) 事例報告 「耕畜連携による水田農業改革をめざして」 農事組合法人鶴生ライスグローイング 代表理事 高木信嘉 氏 「集落営農の取組みと一体となった大規模水田農業経営の発展をめざして」 農事組合法人たねっこ(秋田県大仙市)代表理事 工藤 修 氏 秋田県仙北地域振興局農林部農林企画課 主査 藤村幸司朗 氏 「消費者が求める安全・安心な米づくりをめざして」 山形おきたま農業協同組合飯豊支店 手塚房夫 氏</p> <p>(2) 意見交換</p> <p>出席者：生産者、各地域水田農業推進協議会事務担当者(市町村事務局、JA事務局)、農政 of、関係団体担当、県推進会議事務局 計 800 名</p>

2 地域水田農業推進協議会の活動支援

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
4月23日	J A福島ビル	平成20年度産地づくり対策・耕畜連携水田活用対策に係る事務説明会 (実施内容：別記)
9月2日	J Aふたば南部 営農センター	水田農業構造改革対策に係る現地指導 南双葉広域水田農業推進協議会 【出席者】 南双葉協議会（J Aふたば、富岡町、楢葉町、広野町、川内村） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県相双農林農業振興課）
9月4日	J Aそうま相馬 中村営農センタ ー	相馬市地域水田農業推進協議会 【出席者】 相馬市協議会（J Aそうま、相馬市） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県相双農林農業振興課）
9月8日	国見町役場	国見町地域水田農業推進協議会 【出席者】 国見町協議会（J A伊達みらい、国見町） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県県北農林農業振興課）
9月9日	棚倉町役場	棚倉町地域水田農業推進協議会 【出席者】 棚倉町協議会（J A東西しらかわ、棚倉町） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県畜産課、県県南農林農業振興課）
9月9日	西郷村役場	西郷村水田農業推進協議会 【出席者】 西郷村協議会（J Aしらかわ、西郷村） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県畜産課、県県南農林農業振興課）
9月10日	J A新ふくしま 園芸特産センタ ー	福島市地域水田農業推進協議会 【出席者】 福島市協議会（J A新ふくしま、福島市） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県畜産課、県県北農林農業振興課）

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
9月16日	J Aすかがわ岩瀬きゅうりん館	すかがわ岩瀬地域水田農業推進協議会 【出席者】 すかがわ岩瀬協議会（J Aすかがわ岩瀬、須賀川市、鏡石町、天栄村） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県畜産課、県中農林農業振興課）
9月16日	J Aあぶくま石川本店	石川地方水田農業推進協議会 【出席者】 石川協議会（J Aあぶくま石川、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県畜産課、県中農林農業振興課）
9月17日	J Aみちのく安達営農経済本店	二本松市地域水田農業推進協議会 【出席者】 二本松市協議会（J Aみちのく安達、二本松市） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県北農林農業振興課）
9月18日	J A会津みなみ本店	南会津地域水田農業推進協議会 【出席者】 南会津協議会（J A会津みなみ、南会津町、下郷町、只見町） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県南会津農林農業振興課）
9月25日	J Aいわき市本店	いわき市水田農業推進協議会 【出席者】 いわき市協議会（J Aいわき市、いわき市） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県いわき農林農業振興課）
9月30日	J Aあいづ本店	あいづ地域水田農業推進協議会 【出席者】 あいづ協議会（J Aあいづ、会津若松市、磐梯町、猪苗代町） 県推進会議（J A福島中央会、県水田畑作課、県会津農林農業振興課）
12月25日	パルセいいざか	米政策改革説明会 （実施内容：別記）

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
1月23日	J A福島ビル	水田等有効活用促進対策等説明会 （実施内容：別記）
2月3日	パルセいいざか	福島県水田農業確立推進大会 （実施内容：別記）

3 水田農業構造改革の促進および担い手育成支援

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
8月6日～8日	京都J A会館 （京都市）	平成20年度農を活かした地域づくり研究会 （主催：社団法人農業開発研修センター） 参加者：県事務局1名
1月25日～26日	J Aビル （東京）	農研機構シンポジウム・地域農業確立総合研究成果発表会 （主催：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構） 参加者：県事務局2名
1月29日	J Aビル （東京）	地域水田農業ビジョン実践強化全国大会 （主催：J A全中） 参加者：県事務局1名、中央会事務局1名
3月2日	カメリーナ （猪苗代町）	2009年F I Sフリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会 ウェルカムパーティーでの県産米粉洋菓子提供 対象者：大会関係者等
3月6日	福島グリーンパレス	学校給食における米粉パン利用推進検討会 米粉パンの導入検討会 参加者：学校給食関係者、県パン協同組合等 約50名
3月22日	福島市音楽堂	第2回声楽アンサンブルコンテスト全国大会 入賞団体への県産米粉パン贈呈 対象者：入賞9団体分
3月25日	サンパレス福島	福島県産米粉商品プレゼンテーション会 県内食品業者による県産米粉商品のプレゼンテーション 参加者：食品製造業者、県関係者等 約110名
3月		農業者向けパンフレット、推進チラシの発行 ・産地づくり通信第5号 「新規需要米に取り組んでみませんか」 ・産地づくり通信第6号 「すすめよう、水田のフル活用 飼料用米をつくりましょう」 ・「始まります！米の生産調整に対する新たな支援」
4月～3月		「水田農業ビジョン通信」の発行（Vol.48～65）の発行

(2) 各方部別の実施事項

[県北]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
12月1日 ～2日	J A 庄内みどり (山形県遊佐町) (社)宮城県 農業公社白石牧 場(宮城県白石 市)	県北地方水田農業産地づくり先進調査 ・ 稲 WCS・飼料用米の先進事例の調査 参加者：J A・市町村・酪農協同組合・県北農林（県、推 進会議）・地域協議会関係者等 25名
2月23日	福島グリーンパ レス	県北地方産地づくり研修会（県北地方地産地消・米粉フェア2009） ・ 講演、事例発表、農産物・加工品の展示・試食等の研 修会の開催 参加者：県関係者、J A、生産者、うつくしま農林水産フ ァンクラブ会員等 約222名

[県中]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
9月1日	郡山市熱海町石 筵地区、郡山石筵 ふれあい牧場	稲発酵粗飼料収穫・調製研修会 ・ 講演、現地研修 参加者：J A・市町村・地域協議会関係者等 61名
9月19日	県郡山合同庁舎	米粉製品の試作・検討会 ・ 関係者による試作品（米粉パン）の試食・意見交換、 情報提供 参加者：販売・加工業者、地域協議会関係者等 46名
9月27日 ～28日	ヨークベニマル 八山田店 (郡山市)	米粉製品セールスプロモーション ・ 消費者を対象とした米粉パン等の試食、販売、アンケ ート調査 出店者：10者 来場者のうちアンケート回答者：605名
10月3日	天栄村健康セン ター 「へるすぴあ」	学校給食米粉推進事業 ・ 製パン業者への収支・製造調査の委託、関係者との試 食会、モデル校での試食会 参加者：(有)日の出屋、(有)釘屋商店、(財)学校給食会、 天栄村教育委員会、天栄村小中学校栄養教諭等、J A、県 中農林事務所 28名
2月19日	県農業総合セン ター	米粉 FOOD&AGRI ニーズマッチング会 ・ 管内食品業者による米粉製品の出展、講演 参加者：食品業者9社、ホテル・旅館業者、食品産業関係 者、関係機関等 約200名

[県南]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
1 2月9日	白河農業協同組合直売所 「り菜あん」	米粉製品消費拡大活動 ・消費者への試食用米粉パンの配付、アンケート調査 参加者：坂本屋総本店、消費者（アンケート回収171名）
1 2月		「米粉でつくるパンと洋菓子のレシピ」の発行 ・米粉利用のためのレシピ集、利活用事例集の作成(300部)
2月24日	ホテルサンルート白河	米粉セミナー ・講演、活動報告、米粉製品の展示・試食等 参加者：農業団体、商工団体、教育団体、消費者、実需者等 220名
2月		米粉レシピ集の増刷 300部

[会津]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
1 1月25日	ハイテクプラザ 会津若松技術支援センター	会津地方トルコギキョウ栽培技術セミナー ・講演、実践発表 参加者：トルコギキョウ生産者、関係機関・団体等 94名
1 1月26日	会津農業共済組合会議室	会津地方アスパラガス生産振興大会 ・講演、事例発表等（併せて会津地方アスパラガス共進会の表彰式も行われた） 参加者：アスパラガス生産者、関係機関・団体等 約300名

[南会津]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
1 2月11日 ～12日	農事組合法人りぞねっと(山形県真室川町) JA庄内たがわ(山形県鶴岡市)	南会津地方水田農業産地づくり先進地研修 ・米粉、飼料用米の先進事例の調査 参加者：南会津地域協議会、南会津農林事務所（推進会議） 15名
1月22日	御蔵入交流館	南会津地方集落営農推進大会 ・講演、事例発表 参加者：集落営農実践集落、農事組合、農業者、関係機関・団体等 145名

[相双]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
1 1月1日	道の駅「南相馬」、ひがし生涯学習センター	米粉の消費拡大PR事業 ・「大地の恵み感謝祭 in 相双」でのパネル、米粉製品の展示、試食会、米粉ピザ調理体験 調理体験参加者：午前26人、午後25人

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
3月		パンフレット購入 ・全国農業会議所発行のリーフレット「水田を最大限活用し、食料供給力の向上に取り組みましょう」を購入し、地域協議会を通じ農業者に配付（5,217部）

[いわき]

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
11月7日	合同会社米パン農産加工協会『米パン専門店』（宮城県栗原市）瀬峰地区循環型農業推進会議、栗っこ農業協同組合（宮城県栗原市）	水田農業推進協議会先進事例研修事業 ・米粉利用・耕畜連携の先進事例の調査 参加者：地域協議会関係者、推進会議事務局職員等 10名
11月19日	(農)ファーム永井、いわき高原そば処、農家そば屋	水田作大豆・そば生産振興検討・研修会 ・大豆色彩選別機の実演、大豆団地の取組紹介 ・そば試食、事例発表 参加者：地域協議会関係者、推進会議事務局職員等 25名

4 水田農業構造改革対策関連助成措置の周知徹底

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
4月～3月		県推進会議ホームページからの情報発信（随時更新）

5 水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金）の円滑な交付

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
4月23日	J A福島ビル	平成20年度産地づくり対策・耕畜連携水田活用対策に係る事務説明会 (実施内容：別記)

(2) 産地づくり交付金交付実績

交付月日	交付協議会数	交付金額（内容等）
9月30日	13協議会	23,577,836円（水田農業構造改革交付金（産地づくり事業）概算払）
11月10日	9協議会	21,540,241円（産地づくり事業）
11月27日	17協議会	68,263,401円（産地づくり事業）
12月24日	34協議会	1,933,846,519円（産地づくり事業・産地づくり特別加算事業（稲作構造改革促進分・担い手集積加算分））

1月29日	13協議会	210,588,058円(産地づくり事業・産地づくり特別加算事業(稲作構造改革促進分・担い手集積加算分))
2月26日	39協議会	354,296,281円(産地づくり事業・産地づくり特別加算事業(稲作構造改革促進分・担い手集積加算分)・新需給調整システム定着交付金)
2月27日	1協議会	8,657円(減額報告の修正に伴う産地づくり事業の返金)
3月16日	15協議会	269,423,406円(産地づくり事業・産地づくり特別加算事業(稲作構造改革促進分・担い手集積加算分)・稲作構造改革促進交付金・新需給調整システム定着交付金)
3月26日	7協議会	141,552,733円(産地づくり事業・産地づくり特別加算事業(稲作構造改革促進分・担い手集積加算分)稲作構造改革促進交付金)
3月31日	2協議会	390,144円(産地づくり事業・新需給調整システム定着交付金)
3月		6,791,660円(産地づくり事業概算払活用残等の返金)
(計)	40協議会	3,016,678,302円

(3) 稲作構造改革促進緊急交付金交付実績

交付月日	交付協議会数	交付金額(内容等)
9月30日	36協議会	271,674,640円(平成19年産米に対する追加補填)
10月28日	1協議会	350円(追加分)
(計)	36協議会	271,674,990円

6 地域水田農業活性化緊急対策の円滑な交付

(1) 事業実施事項

日時	場所	実施内容・参加者(出席者)
4月23日	J A福島ビル	平成20年度産地づくり対策・耕畜連携水田活用対策に係る事務説明会 (実施内容:別記)
1月23日	J A福島ビル	水田等有効活用促進対策等説明会 (実施内容:別記)

(2) 緊急対策交付金交付実績

交付月日	交付協議会数	交付金額(内容等)
7月2日	28協議会	84,871,400円
9月19日	15協議会	20,354,830円
10月~ 11月		3,497,830円(契約解除等による返金)
11月12日	15協議会	189,672,790円
3月		30,317,320円(契約解除等による返金) うち郡山市協議会(175,000円)は未返納
(計)	31協議会	261,083,870円

7 耕畜連携水田活用対策の円滑な交付

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
4月23日	J A福島ビル	平成20年度産地づくり対策・耕畜連携水田活用対策に係る事務説明会 (実施内容：別記)
6月5日	農林水産技術会議(茨城県つくば市)	水田の畜産利用による地域農業再編の可能性に関する研究会 (主催：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構) 参加者：県事務局1名
8月4日	県農業総合センター(郡山市)	稲発酵粗飼料収穫・調製研修会 講演 参加者：市町村、J A担当者等 119名
8月8日	ガーデンパレスみずほ(山形県遊佐町)ほか	飼料用米生産・利用に関する地域取組事例現地調査 (主催：東北農政局) 参加者：県事務局1名
8月21日	杉妻会館(福島市)	飼料増産シンポジウム 講演、パネルディスカッション 参加者：畜産農業者、市町村、J A担当者等
11月26日	J Aビル(東京)	「関東地域における飼料イネの資源循環型生産・利用システムの確立」研究成果発表会 (主催：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構) 参加者：県事務局1名
12月25日	パルセいいざか	米政策改革説明会 (実施内容：別記)
2月19日	ふくしま中町会館	平成20年度稲発酵粗飼料(稲WCS)推進大会 参加者：農業者、市町村、J A担当者等

(2) 補助金交付実績

生産振興基金

交付月日	交付協議会数	交付金額(内容等)
12月24日	1組織	10,111,000円(新ふくしま農業協同組合：稲発酵粗飼料用ロールペーラ、梱包格納用機械、積込機)

取組面積基金

交付月日	交付協議会数	交付金額(内容等)
2月25日	32協議会	86,487,139円(福島市地域推進協議会ほか)
3月13日	1協議会	5,968,534円(石川地方地域協議会)
3月30日	2協議会	88,487円(南相馬市鹿島地域協議会、浪江町地域水田農業推進協議会)
(計)	33協議会	92,367,186円

8 円滑な事務執行体制の確立

(1) 事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
5月28日	J A 福島ビル	第1回定例業務調整会議 (1) 平成19年度下期内部監査・決算監査について (2) 今後の事務局体制について (3) 平成20年度第1回総会について 出席者：県、全農、米肥、米麦、第一食糧、中央会 計11名
6月10日	J A 福島ビル	平成19年度下期内部監査 監査員：2名 出席者：県、全農、米肥、米麦、第一食糧、中央会 計10名
6月13日	中町会館	平成19年度監事監査 監事：2名 出席者：県、全農、米肥、米麦、第一食糧、中央会 計12名
6月20日	中町会館	平成20年度第1回総会 (1) 平成19年度事業報告(案)について (2) 平成19年度歳入歳出決算(案)について (3) 規約及び諸規程の一部改正について (4) 規約及び諸規程の一部改正(案)について (5) 平成20年度歳入歳出補正予算(案)について (6) 稲作構造改革促進緊急対策業務方法書(案)について (7) 平成20年度耕畜連携水田活用対策事業の追加配分(案)について 出席者：本人出席6名、代理出席2名、委任状出席1名、事務局10名
7月25日	J A 福島ビル	飼料用米専門部会設立総会 1 報告事項 (1) 飼料用米専門部会設置に至る経過報告について (2) 飼料用米専門部会規約の内容及び構成員について 2 議事 (1) 役員の選任について (2) 平成20年度事業計画および収支予算の設定について(案) 出席者：本人出席12名、代理出席6名、委任状出席2名、オブザーバー4名、事務局8名
9月3日	J A 福島ビル	平成20年産米にかかる集荷円滑化のための作柄情報交換会 (1) 平成20年産水稻の生育状況および気象状況について

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
		気象庁の1ヶ月予報、3ヶ月予報および低温情報、台風情報等その他の気象情報 福島農政事務所統計部の水稲の生育情報、および水稲の作柄情報に関する農林水産統計速報 福島県の把握した水稲の生育状況に関する情報 出席者：農政 of、福島气象台、県農林水産部、NOSAI 福島、JA全農、米肥、米麦、第一、中央会 計23名
12月27日	JA福島ビル	平成20年度上期内部監査 監査員：2名 出席者：県、中央会 計5名
3月27日	中町会館	平成20年度第2回総会 (1) 平成20年度歳入歳出補正予算(案)について (2) 規約及び諸規程の一部改正(案)について (3) 平成21年度事業計画(案)について (4) 平成21年度歳入歳出予算(案)について (5) 平成21年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について (6) 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について (7) 平成18年度末産地づくり対策繰越額の活用について (8) 平成21年度水田農業構造改革交付金の実施方針(案)について (9) 平成21年度耕畜連携水田活用対策事業における配分(案)について (10) 事務手続き等に関する付帯決議について 出席者：本人出席5名、代理出席2名、委任状出席1名、事務局8名

9 その他

(1) 食料自給力向上緊急生産拡大対策

月日	内 容
3月31日	2,704,000円(国より概算金入金される)

(2) 水田最大活用推進緊急対策

交付月日	交付協議会数	交付金額(内容等)
3月27日	39協議会	1,212,823,590円(小野町地域協議会を除く)

3 資金管理実績

平成20年度水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金・稲作構造改革促進交付金）実績

（単位：円）

地域協議会名	地域協議会助成事業								新需給調整 システム定着 交付金助成事業 活用額
	産地づくり事業+産地づくり特別加算事業の計 (産地づくり対策)				稲作構造改革促進事業 (米価下落補てん)				
	配分額 (融通後)	減額	活用額	活用残額 (繰越)	配分額 (融通後)	減額	活用額	活用残額 (国へ返還)	
1 福島市地域	28,551,954	0	28,551,674	280	0	0	0	0	2,120,968
2 伊達市地域	35,873,790	0	32,282,141	3,591,649	0	0	0	0	5,152,023
3 川俣町地域	5,406,810	0	4,185,575	1,221,235	0	0	0	0	273,287
4 飯野町地域	1,712,153	0	1,002,853	709,300	420,000	0	10,307	409,693	175,635
5 桑折町地域	13,393,073	0	13,277,585	115,488	0	0	0	0	1,020,644
6 国見町地域	18,430,893	0	18,415,670	15,223	0	0	0	0	826,795
7 二本松市地域	80,044,818	0	78,752,955	1,291,863	20,000,000	0	10,090,309	9,909,691	2,612,173
8 大玉村地域	54,049,930	0	51,881,603	2,168,327	15,000,000	0	6,047,931	8,952,069	1,727,102
9 本宮市地域	43,337,498	0	39,139,734	4,197,764	9,500,000	0	6,084,760	3,415,240	798,030
10 郡山市地域	99,136,029	0	99,136,020	9	6,937,000	0	3,072,843	3,864,157	8,643,597
11 すかがわ岩瀬地域	85,577,170	0	85,571,774	5,396	0	0	0	0	3,422,810
12 田村市地域	83,839,820	0	83,752,388	87,432	0	0	0	0	2,997,112
13 三春町地域	20,493,832	0	19,564,007	929,825	0	0	0	0	0
14 小野町地域	27,837,760	0	25,692,900	2,144,860	0	0	0	0	283,635
15 石川地方	94,799,851	0	94,306,265	493,586	0	0	0	0	3,492,950
16 白河市	24,205,735	0	24,028,913	176,822	0	0	0	0	2,552,412
17 西郷村	11,484,697	0	11,257,387	227,310	0	0	0	0	1,730,050
18 中島村	2,767,278	0	2,739,491	27,787	0	0	0	0	346,050
19 矢吹町	2,033,262	0	2,028,521	4,741	0	0	0	0	217,470
20 泉崎村地域	2,432,073	0	2,141,375	290,698	0	0	0	0	218,730
21 棚倉町	6,852,800	0	6,852,627	173	0	0	0	0	492,152
22 矢祭町地域	5,932,913	0	4,847,187	1,085,726	0	0	0	0	285,760
23 塙町地域	10,184,433	0	8,959,444	1,224,989	0	0	0	0	296,792
24 鮫川村地域	34,709,612	0	32,918,047	1,791,565	0	0	0	0	1,623,935
25 あいづ地域	389,028,281	0	388,955,988	72,293	43,636,000	0	14,010,021	29,625,979	38,241,443
26 会津いいで地域	266,378,599	0	265,734,401	644,198	4,704,000	0	1,340,146	3,363,854	14,375,017
27 会津みどり地域	208,272,282	0	208,030,215	242,067	68,905,000	0	33,188,064	35,716,936	25,665,717
28 南会津地域	105,701,522	0	97,446,650	8,254,872	0	0	0	0	5,693,947
29 相馬市地域	153,841,290	0	153,841,290	0	0	0	0	0	10,318,540
30 南相馬市原町地域	200,909,930	0	200,909,930	0	0	0	0	0	16,638,900
31 新地町地域	43,350,050	0	42,243,570	1,106,480	0	0	0	0	4,575,480
32 南相馬市鹿島地域	110,733,290	0	98,693,740	12,039,550	0	0	0	0	3,805,920
33 南相馬市小高地域	91,875,000	0	89,223,282	2,651,718	0	0	0	0	10,355,399
34 飯舘地域	108,724,000	0	108,724,000	0	0	0	0	0	6,571,230
35 南双葉広域	67,599,765	0	63,851,044	3,748,721	10,000,000	0	5,484,492	4,515,508	4,076,289
36 大熊町地域	47,586,000	0	45,680,703	1,905,297	6,000,000	0	3,754,485	2,245,515	4,869,756
37 双葉町地域	14,824,000	0	12,907,427	1,916,573	6,000,000	0	2,669,701	3,330,299	1,160,180
38 浪江町地域	107,255,670	0	105,002,467	2,253,203	12,900,000	0	7,573,973	5,326,027	9,510,360
39 葛尾村地域	10,791,130	0	10,718,874	72,256	1,392,000	0	1,073,444	318,556	574,454
40 いわき市	69,768,849	15,441,406	54,277,155	50,288	16,909,000	3,747,541	3,215,100	9,946,359	3,793,110
合計	2,789,727,842	15,441,406	2,717,526,872	56,759,564	222,303,000	3,747,541	97,615,576	120,939,883	201,535,854

平成20年度稲作構造改革促進緊急交付金実績

	地域協議会名	交付額 (円)
1	福島市地域	0
2	伊達市地域	927,920
3	川俣町地域	46,613
4	飯野町地域	0
5	桑折町地域	391,892
6	国見町地域	1,536,613
7	二本松市地域	12,116,503
8	大玉村地域	7,561,628
9	本宮市地域	7,487,883
10	郡山市地域	7,757,740
11	すかがわ岩瀬地域	3,677,635
12	田村市地域	3,658,879
13	三春町地域	1,730,552
14	小野町地域	1,544,328
15	石川地方	2,287,586
16	白河市	233,485
17	西郷村	16,362
18	中島村	-
19	矢吹町	-
20	泉崎村地域	-
21	棚倉町	271,205
22	矢祭町地域	-
23	埴町地域	96,030
24	鮫川村地域	3,311,690
25	あいづ地域	43,152,970
26	会津いいで地域	34,396,742
27	会津みどり地域	38,239,430
28	南会津地域	9,199,414
29	相馬市地域	16,174,543
30	南相馬市原町地域	15,260,211
31	新地町地域	4,809,352
32	南相馬市鹿島地域	12,017,303
33	南相馬市小高地域	9,710,897
34	飯館地域	6,182,858
35	南双葉広域	5,640,775
36	大熊町地域	5,277,247
37	双葉町地域	3,445,129
38	浪江町地域	8,946,333
39	葛尾村地域	378,822
40	いわき市	4,188,420
	合計	271,674,990

平成20年度地域水田農業活性化緊急対策交付金実績

	地域協議会名	交付額 (円)
1	福島市地域	2,259,690
2	伊達市地域	3,690,480
3	川俣町地域	17,442,400
4	飯野町地域	0
5	桑折町地域	1,592,490
6	国見町地域	8,574,640
7	二本松市地域	121,760,650
8	大玉村地域	5,153,190
9	本宮市地域	8,201,750
10	郡山市地域	9,855,520
11	すかがわ岩瀬地域	3,885,790
12	田村市地域	367,560
13	三春町地域	50,150
14	小野町地域	1,569,110
15	石川地方	11,659,920
16	白河市	8,081,900
17	西郷村	1,073,500
18	中島村	472,000
19	矢吹町	501,000
20	泉崎村地域	759,600
21	棚倉町	79,500
22	矢祭町地域	0
23	埴町地域	1,007,500
24	鮫川村地域	763,000
25	あいづ地域	5,238,580
26	会津いいで地域	17,109,970
27	会津みどり地域	13,550,430
28	南会津地域	292,050
29	相馬市地域	1,022,500
30	南相馬市原町地域	0
31	新地町地域	0
32	南相馬市鹿島地域	0
33	南相馬市小高地域	0
34	飯館地域	5,035,500
35	南双葉広域	1,240,300
36	大熊町地域	0
37	双葉町地域	0
38	浪江町地域	154,800
39	葛尾村地域	0
40	いわき市	8,638,400
	合計	261,083,870

平成20年度耕畜連携水田活用対策事業(取組面積助成)実績

	地域協議会名	交付額 (円)
1	福島市地域	5,625,958
2	伊達市地域	1,419,070
3	川俣町地域	272,974
4	飯野町地域	141,009
5	桑折町地域	1,880,944
6	国見町地域	0
7	二本松市地域	2,023,309
8	大玉村地域	2,635,730
9	本宮市地域	0
10	郡山市地域	5,182,849
11	すかがわ岩瀬地域	437,004
12	田村市地域	1,361,165
13	三春町地域	0
14	小野町地域	0
15	石川地方	5,968,534
16	白河市	1,955,494
17	西郷村	3,298,750
18	中島村	111,020
19	矢吹町	68,510
20	泉崎村地域	132,340
21	棚倉町	874,027
22	矢祭町地域	496,730
23	塙町地域	457,353
24	鮫川村地域	3,266,640
25	あいづ地域	262,080
26	会津いいで地域	5,941,414
27	会津みどり地域	303,828
28	南会津地域	0
29	相馬市地域	4,543,401
30	南相馬市原町地域	10,329,892
31	新地町地域	0
32	南相馬市鹿島地域	4,444,338
33	南相馬市小高地地域	3,238,310
34	飯館地域	16,000,228
35	南双葉広域	906,643
36	大熊町地域	0
37	双葉町地域	218,530
38	浪江町地域	6,658,345
39	葛尾村地域	1,123,557
40	いわき市	787,210
	合計	92,367,186

平成20年度水田最大活用推進緊急対策交付金 実績

地域協議会名	取組内容	交付対象面積 (アール)	交付金額(円)
福島市地域	e	41,327.1	12,398,130
伊達市地域	d	37,790.3	11,337,090
川俣町地域	e	10,316.20	3,094,860
飯野町地域	e	3,924.3	1,177,290
桑折町地域	d	12,906.9	3,872,070
国見町地域	d	24,114.9	7,234,470
二本松市地域	d,e	201,076.8	60,323,040
本宮市地域	d,e	99,521.1	29,856,330
大玉村地域	d,e	85,566.4	25,669,920
郡山市地域	e	183,869.0	55,160,700
すかがわ岩瀬地域	a,f(加工米)	75,567.7	22,670,310
田村市地域	a	107,381.0	32,214,300
三春町地域	e	40,101.2	12,030,360
小野町地域			
石川地方	a	83,285.4	24,985,620
白河市	d	34,318.6	10,295,580
西郷村	d	12,199.1	3,659,730
中島村	d	4,665.2	1,399,560
矢吹町	d	4,795.9	1,438,770
泉崎村地域	d	3,170.6	951,180
棚倉町	f(飼料作物の生産振興)	8,519.8	2,555,940
矢祭町地域	f(水田フル活用の推進)	1,354.5	406,350
塙町地域	d	13,461.8	4,038,540
鮫川村地域	f(飼料作物の生産振興)	34,629.3	10,388,790
あいづ地域	d	578,197.9	173,459,370
会津いいで地域	a	440,720.7	132,216,210
会津みどり地域	f(飼料用米の拡大)	528,797.6	158,639,280
南会津地域	d	197,107.6	59,132,280
相馬市地域	a	204,469.5	61,340,850
南相馬市原町地域	f(生産調整組織における集落ぐるみでの合意による集落完結を基本とした生産調整の推進、及び担い手の選定)	203,556.5	61,066,950
新地町地域	a	64,749.9	19,424,970
南相馬市鹿島地域	a	147,064.9	44,119,470
南相馬市小高地域	e	113,445.5	34,033,650
飯舘地域	e	70,680.9	21,204,270
南双葉広域	e	98,195.6	29,458,680
大熊町地域	e	54,241.6	16,272,480
双葉町地域	e	36,044.5	10,813,350
浪江町地域	e	94,598.0	28,379,400
葛尾村地域	e	12,040.6	3,612,180
いわき市	a, e	74,970.9	22,491,270
合 計		4,042,745.3	1,212,823,590

注) 取組内容については、以下の分類記号を記入する。

- a) 播種前契約の導入 b) 収穫前契約の導入 c) 直接買取方式の導入
d) 農地の流動化の推進 e) 集落営農の組織化の推進 f) その他(簡潔に記入)

議案第2号 平成20年度歳入歳出決算(案)について

1 平成20年度歳入歳出決算書

平成20年度歳入歳出決算書総括表

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計(本体)】 (単位:円)

区 分		予算額	決算額	差異	
会計区分	科 目	A	B	B - A	
基金 会 計	水田農業 構造改革 交付金会計	歳入額	4,516,881,000	4,516,879,583	1,417
		歳出額	4,516,881,000	4,516,879,583	1,417
		差引残高	0	0	0
	水田農業 構造改革対 策補助金・ 耕畜連携水 田活用対策 補助金会計	歳入額	103,917,000	103,917,000	0
		歳出額	103,917,000	103,917,000	0
		差引残高	0	0	0
水田農業構 造改革推進交 付金会計	歳入額	18,777,000	18,777,019	19	
	歳出額	18,777,000	18,777,019	19	
	差引残高	0	0	0	
合 計	歳入額	4,639,575,000	4,639,573,602	1,398	
	歳出額	4,639,575,000	4,639,573,602	1,398	
	差引残高	0	0	0	

水田農業構造改革交付金会計 歳入歳出決算書

1 歳入の部

(単位：円)

大科目	科目 中科目	予算額	決算額	予算差異		備考
				増	減	
1 交付金	1 産地づくり対策交付金	1,906,002,000	1,906,001,323		677	
	2 システム交付金	206,291,000	206,291,000		0	
	3 稲作構造改革促進交付金	905,983,000	905,982,730		270	
	4 稲作構造改革促進緊急 対策交付金	271,675,000	271,674,990		10	
	5 食料自給力緊急交付金	2,704,000	2,704,000		0	
	6 水田フル活用推進交付金	1,224,226,000	1,224,225,540		460	
歳入合計(A)		4,516,881,000	4,516,879,583		1,417	

2 歳出の部

(単位：円)

大科目	科目 中科目	予算額	決算額	予算差異		備考
				増	減	
1 交付金	1 産地づくり対策交付基金繰入	1,906,002,000	1,906,001,323		677	
	2 システム交付基金繰入	206,291,000	206,291,000		0	
	3 稲作構造改革促進交付基金繰入	905,983,000	905,982,730		270	
	4 稲作構造改革促進緊急 対策交付基金繰入	271,675,000	271,674,990		10	
	5 食料自給力緊急交付基金繰入	2,704,000	2,704,000		0	
	6 水田フル活用推進交付基金繰入	1,224,226,000	1,224,225,540		460	
歳出合計(B)		4,516,881,000	4,516,879,583		1,417	

3 差引残高(A - B) 0円

(注)

【産地づくり対策交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 463,494,192円
- ・ 年度中増加高 1,912,527,403円
- ・ 年度中減少高 1,994,298,114円
- ・ 3月末現在高 381,723,481円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 381,723,481円

【システム交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 28,695,558円
- ・ 年度中増加高 206,400,960円
- ・ 年度中減少高 201,645,814円
- ・ 3月末現在高 33,450,704円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 33,450,704円

【稲作構造改革促進交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 87,037,506 円
- ・ 年度中増加高 1,177,821,997 円
- ・ 年度中減少高 1,099,209,821 円
- ・ 3月末現在高 165,649,682 円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 165,649,682 円

)当初予算で「稲作構造改革促進緊急対策交付基金」を設定しなかったために、「稲作構造改革促進交付基金」で仮受・仮払い処理を行った。そのため、「稲作構造改革促進交付基金」の年度中の財産(預金)増加高・減少高がともに271,674,990円増加している。

【稲作構造改革促進緊急対策交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 0 円
- ・ 年度中増加高 271,674,990 円
- ・ 年度中減少高 271,674,990 円
- ・ 3月末現在高 0 円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 0 円

【緊急対策交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 6,308,195,750 円
- ・ 年度中増加高 34,980,280 円
- ・ 年度中減少高 6,313,033,710 円
- ・ 3月末現在高 30,142,320 円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 30,142,320 円

【食料自給力緊急交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 0 円
- ・ 年度中増加高 0 円
- ・ 年度中減少高 0 円
- ・ 3月末現在高 0 円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 0 円

)国からの交付金2,704,000円が3月31日に入金されたため、「食料自給力緊急交付基金」への繰入処理ができなかった。このため、決算処理として「決算未払金」に計上した。

【水田フル活用推進交付基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 0 円
- ・ 年度中増加高 1,224,225,540 円
- ・ 年度中減少高 1,212,823,590 円
- ・ 3月末現在高 11,401,950 円

基本財産基金運用明細

- ・ 預金 11,401,950 円

《基金管理明細》

産地づくり対策交付基金

年度始残高	463,494,192 円		19年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
交付金	200,000,000 円		国からの第1回概算払
交付金	1,600,000,000 円		国からの第2回概算払
交付金	106,001,323 円		国からの第3回概算払
前年度未振替分		140 円	旧伊達町協議会産地づくり交付金返納分果実
第1回概算払交付金		23,577,836 円	13地域協議会に交付
第2回概算払交付金		21,540,241 円	9地域協議会に交付
第3回概算払交付金		68,263,401 円	17地域協議会に交付
第4回概算払交付金		1,488,772,625 円	34地域協議会に交付
第5回概算払交付金		98,581,222 円	10地域協議会に交付
第6回概算払交付金		78,869,910 円	8地域協議会に交付
第7回概算払交付金		132,921,657 円	11地域協議会に交付
第7回概算払追加交付金		81,488,618 円	6地域協議会に交付
地域協議会からの返納	6,526,080 円		29地域協議会から返納
過大返納分の送金		282,464 円	会津みどり協議会から20年度交付金の返納分が過大だったため過大分返金
合 計	1,912,527,403 円	1,994,298,114 円	
資 金 残 高		381,723,481 円	第1ステージ資金残： 365,310,995円 第2ステージ資金残： 16,412,486円

システム交付基金

年度始残高	28,695,558 円		19年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
交付金	206,291,000 円		国からの概算払い
第1回概算払交付		201,338,160 円	39地域協議会に交付
第2回概算払交付		199,974 円	2地域協議会に交付
地域協議会からの返納	109,960 円		3地域協議会に交付
過大返納分の送金		107,680 円	石川協議会から20年度交付金の返納分が過大だったため過大分返金
合 計	206,400,960 円	201,645,814 円	
資 金 残 高		33,450,704 円	

稲作構造改革促進交付基金

年度始残高	87,037,506 円		19年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
交付金(稲構緊急対策交付金)	271,674,640 円		「稲構緊急基金」の当初予算が設定されてないため、「稲構基金」で仮受。
交付金(稲構緊急対策交付金)	350 円		〃
(稲構緊急交付金) 第1回概算払交付		271,674,640 円	で仮受した「稲構緊急交付金」の交付。34地域協議会に交付。
(稲構緊急交付金) 第1回概算払追加交付		350 円	で仮受した「稲構緊急交付金」の交付。1地域協議会に交付。
を適正勘定へ振替		271,674,640 円	補正予算で設定した「稲構緊急対策交付基金」に振替。
を適正勘定へ振替		350 円	〃
を適正勘定へ振替	271,674,640 円		〃
を適正勘定へ振替	350 円		〃
交付金	600,000,000 円		国からの第1回概算払い
交付金	305,982,730 円		国からの第2回概算払い
(担い手・稲構)第1回概算払交付		56,064,760 円	(担い手事業)21地域協議会に交付
		389,009,134 円	(稲構事業)29地域協議会に交付
(担い手・稲構)第2回概算払交付		31,960,647 円	(担い手事業)5地域協議会に交付
		80,046,189 円	(稲構事業)10地域協議会に交付
(担い手・稲構)第3回概算払交付		22,903,261 円	(担い手事業)4地域協議会に交付
		51,184,950 円	(稲構事業)4地域協議会に交付
(担い手・稲構)第4回概算払交付		30,143,820 円	(担い手事業)3地域協議会に交付
		33,840,736 円	(稲構事業)7地域協議会に交付
(稲構交付金)第1回概算払交付		72,317,219 円	10地域協議会に交付
(担い手・稲構)第5回概算払交付		11,598,750 円	(担い手事業)6地域協議会に交付
		23,027,265 円	(稲構事業)5地域協議会に交付
(稲構交付金)第2回概算払交付		25,438,100 円	4地域協議会に交付
地域協議会からの返納	164,277 円		2地域協議会
合 計	1,449,496,987 円	1,370,884,811 円	
資 金 残 高		165,649,682 円	

稲構緊急交付金の入金時に予算が設定されていなかったため、「稲構構造改革促進交付基金」で仮受処理をした。

稲策構造改革促進緊急対策交付基金

年度始残高	0 円		
項 目	収 入	支 出	備 考
稲作構造改革促進交付基金からの振替	271,674,640 円		国からの概算払い
稲作構造改革促進交付基金からの振替	350 円		国からの追加概算払い
稲作構造改革促進交付基金からの振替		271,674,640 円	第 1 回概算払交付
稲作構造改革促進交付基金からの振替		350 円	第 1 回概算払追加交付
合 計	271,674,990 円	271,674,990 円	
資 金 残 高	0 円		

緊急対策交付基金

年度始残高	6,308,195,750 円		19年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
第 1 回概算払交付		84,871,400 円	2 8 地域協議会に交付
第 2 回概算払交付		20,354,830 円	1 5 地域協議会に交付
地域協議会からの返納	4,837,960 円		6 地域協議会から返納
第 3 回概算払交付		188,816,590 円	1 4 地域協議会に交付
第 3 回概算払追加交付		856,200 円	2 地域協議会に交付
過大返納分の送金		1,340,130 円	福島市地域協議会から20年度交付金の返納分が過大だったため過大分返金
国への返納		6,016,794,560 円	
地域協議会からの返納	30,142,320 円		6 地域協議会から返納
合 計	34,980,280 円	6,313,033,710 円	
資 金 残 高	30,142,320 円		

水田フル活用対策交付基金

年度始残高	0 円		
項 目	収 入	支 出	備 考
交付金	1,224,225,540 円		国からの概算払い
第 1 回概算払交付		1,212,823,590 円	3 9 地域協議会に交付
合 計	1,224,225,540 円	1,212,823,590 円	
資 金 残 高	11,401,950 円		

耕畜連携水田活用対策補助金会計 歳入歳出決算書

1 歳入の部

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 国庫補助金	1 耕畜連携水田活用対策事業費補助金	103,917,000	103,917,000		0	
歳 入 合 計 (A)		103,917,000	103,917,000		0	

2 歳出の部

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 耕畜連携水田活用対策補助金基金繰入	1 耕畜生産振興補助金基金繰入	10,111,000	10,111,000		0	
	2 耕畜取組面積補助金基金繰入	93,806,000	93,806,000		0	
歳 出 合 計 (B)		103,917,000	103,917,000		0	

3 差引残高(A - B)

0円

(注)

【耕畜生産振興補助金基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

・ 年度始現在高	8,244 円
・ 年度中増加高	10,111,000 円
・ 年度中減少高	10,111,000 円
・ 3月末現在高	8,244 円

基本財産基金運用明細

・ 預金	8,244 円
------	---------

【耕畜取組面積補助金基金】

平成21年3月末現在基本財産基金額

・ 年度始現在高	13,974 円
・ 年度中増加高	93,894,487 円
・ 年度中減少高	92,984,685 円
・ 3月末現在高	923,776 円

基本財産基金運用明細

・ 預金	923,776 円
------	-----------

耕畜生産振興補助金基金

年度始残高	8,244 円		19年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
交付金	10,111,000 円		国からの概算払い
助成金交付		10,111,000 円	1 地域協議会に交付
合 計	10,111,000 円	10,111,000 円	
資 金 残 高	8,244 円		

耕畜取組面積補助金基金

年度始残高	13,974 円		19年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
交付金	93,806,000 円		国からの概算払い
会議費		90,812 円	8/4稲WCS収穫・調整研修会経費
助成金交付		86,487,139 円	32地域協議会に交付
送金手数料		12,180 円	の送金時、振込手数料
会議費		55,600 円	2/19稲WCS推進大会経費
助成金交付		5,968,534 円	1 地域協議会に交付
送金手数料		420 円	の送金時、振込手数料
地域協議会からの返納	88,487 円		2 地域協議会からの返納
資料代		370,000 円	新規需要米推進チラシ
合 計	93,894,487 円	92,984,685 円	
資 金 残 高	923,776 円		次年度繰越金：671,776円 未払金：252,000円

水田農業構造改革推進交付金会計 歳入歳出決算書

1 歳入の部

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算差異		備 考
大科目	中 科 目			増	減	
1 交付金	1 水田農業構造改革推進交付金	14,785,000	14,785,000		0	
2 負担金	1 負担金	3,000,000	3,000,000		0	県1,500,000 中央会1,500,000
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	992,000	991,978		22	
4 雑収入	1 雑収入	0	41	41		事務局通帳解約時利息分
歳 入 合 計 (A)		18,777,000	18,777,019	19		

2 歳出の部

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	予算差異		備 考
大科目	中 科 目			増	減	
1 管理費	1 産地づくり対策等管理業務費	4,537,000	4,537,000			
	2 一般管理費	13,740,000	13,890,535	150,535		
2 次年度繰越	1 次年度繰越金	500,000	349,484		150,516	
歳 出 合 計 (B)		18,777,000	18,777,019	19		

3 差引残高(A - B)

0円

5. 財 産 目 録

平成 21 年 3 月 31 日 現 在

(単位:円)

摘 要	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
資産の部			
1 預金			
水田農業構造改革交付基金会計(詳細:別表1)	687,001,814		
耕畜連携水田活用対策補助基金会計(詳細:別表2)	932,020		
水田農業構造改革推進交付基金会計	1,133,956		
預金合計		689,067,790	
2 雑資産			
産地づくり対策事務用郵券	19,300		
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務用郵券	9,920		
雑資産合計		29,220	
資産合計			689,097,010
負債の部			
1 未払金			
水田農業構造改革交付基金会計(詳細:別表3)	2,704,000		
耕畜連携水田活用対策補助基金会計(詳細:別表4)	252,000		
水田農業構造改革推進交付基金会計(詳細:別表5)	784,472		
未払金合計		3,740,472	
2 基金			
水田農業構造改革交付基金会計(詳細:別表6)	684,297,814		
耕畜連携水田活用対策補助基金会計(詳細:別表7)	680,020		
基金合計		684,977,834	
3 繰越金			
水田農業構造改革推進交付基金会計	349,484		
繰越金合計		349,484	
負債合計			689,067,790
正味財産			29,220

(注)

(純財産の内訳)

・郵券

29,220 円

29,220 円

(別表1) 預金 水田農業構造改革交付(産地づくり対策、稲作構造改革促進交付金、
新需給調整システム交付金)基金会計(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
福島県推進会議NO.1	2,704,000	
産地づくり対策交付基金	381,723,481	
特別調整促進加算交付基金	61,929,677	
システム交付基金	33,450,704	
稲作構造改革促進交付基金	165,649,682	
緊急対策交付基金	30,142,320	
水田フル活用緊急交付基金	11,401,950	
合 計	687,001,814	

(別表2) 預金 耕畜連携水田活用対策補助金会計(耕畜連携水田活用対策)(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
耕畜生産振興補助金基金	8,244	
耕畜取組面積補助金基金	923,776	
合 計	932,020	

(別表3) 未払金 水田農業構造改革交付(産地づくり対策、稲作構造改革促進交付金、
新需給調整システム交付金)基金会計(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
食料自給力緊急交付基金繰入	2,704,000	
合 計	2,704,000	

(別表4) 未払金 耕畜連携水田活用対策補助金会計(耕畜連携水田活用対策)(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
簡易放牧マニュアル作成費	252,000	
合 計	252,000	

(別表5) 未払金 水田農業構造改革推進交付金(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
3月分人件費(松本陽子分)	273,420	
3月分人件費(鈴木一穂分)	335,052	180,452円:管理費 154,600円:産地業務費
福島県産米粉商品プレゼンテーション会経費 会場使用料	176,000	
合 計	784,472	

(別表6) 基金 水田農業構造改革交付(産地づくり対策、稲作構造改革促進交付金、
新需給調整システム交付金)基金会計(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
産地づくり対策交付基金	381,723,481	
特別調整促進加算交付基金	61,929,677	
システム交付基金	33,450,704	
稲作構造改革促進交付基金	165,649,682	
緊急対策交付基金会計	30,142,320	
稲作構造改革促進緊急交付基金	0	
水田フル活用対策交付基金	11,401,950	
合 計	684,297,814	

(別表7) 基金 耕畜連携水田活用対策補助金会計(耕畜連携水田活用対策)(内訳)

(単位:円)

摘 要	金 額	備 考
耕畜生産振興補助金基金	8,244	
耕畜取組面積補助金基金	671,776	
合 計	680,020	

(参考)

主な備品

摘 要	金 額	備 考
米政策改革システム(拠出編)	2,457,000	全農系システム:26システム
全集連版米政策改革システム(拠出編)	1,146,410	全集連系システム:3システム
米政策改革システム(補てん編)	2,315,250	全農系システム:21システム

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の事業の執行を監査しました。

その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、事務局から事業の報告を聴取し、重要な書類等の閲覧および財産の状況を調査し、業務の報告を求めました。

また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告書、歳入歳出決算書および財産目録について精査を加えました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書は、事業の実施状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、歳入歳出決算書の記載と合致しているものと認めます。

(3) 財産目録は、記載すべき財産を正しく記載しているものと認めます。

平成21年6月8日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

監 事 宮 崎 憲 治



監 事 馬 場 恒 郎



議案第3号 規約及び諸規程の一部改正(案)について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の規約及び諸規程の一部を改正することとしたい。

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

(1) 改正理由

関係要綱・要領の設定が4月1日以降にあったため、関係箇所を整備する。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

2 諸規程

(1) 改正する規程

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

(2) 改正理由

関係要綱・要領の設定が4月1日以降にあったため、関係箇所を整備する。

(3) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成19年12月25日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正</p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成19年12月25日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正</p>
目次（略）	目次（略）
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）
（目的）	（目的）
<p>第3条 推進会議は、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地確立の推進、<u>食料自給力・自給率の向上を目指した取組の推進等</u>に資することを目的とする。</p>	<p>第3条 推進会議は、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等<u>に資することを</u>目的とする。</p>
（事業）	（事業）
<p>第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金等に関する事。</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策に関する事。</p> <p>(3) <u>水田等有効活用促進対策に関する事。</u></p>	<p>第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金等に関する事。</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 地域水田農業推進協議会の指導に関すること。</p> <p>(5) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 推進会議は、前項第5号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。</p> <p>第2章～第4章</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>水田等有効活用促進対策に係る県作付拡大推進方針に関すること</u></p> <p>(7) <u>その他推進会議の運営に関する重要な事項</u></p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>第5章</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>第22条 推進会議は、主たる事務局に、 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> _____ 次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければな</p>	<p>(3) 地域水田農業推進協議会の指導に関すること。</p> <p>(4) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 推進会議は、前項第2号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。</p> <p>第2章～第4章</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他推進会議の運営に関する重要な事項</u></p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>第5章</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>第22条 推進会議は、主たる事務局に、<u>要綱及び水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「要領」という。)</u> <u>耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知)</u> <u>耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知)</u>並びにこの規約で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければな</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>第6章</p> <p>第23条 推進会議は、第3条及び第4条第<u>5</u>号にもとづく水田を活用した作物の産地<u>確立</u>の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第7章</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 推進会議の資金は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金</p> <p>(3) 水田農業構造改革対策推進交付金</p> <p><u>(4) 水田等有効活用促進交付金</u></p> <p><u>(5) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金</u></p> <p><u>(6) 水田等有効活用促進指導費交付金</u></p> <p><u>(7) その他第4条第5号に基づく事業に係る国庫補助金及び交付金</u></p> <p><u>(8) 負担金</u></p> <p><u>(9) その他の収入</u></p> <p>第27条 (略)</p>	<p>らない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>第6章</p> <p>第23条 推進会議は、第3条及び第4条第<u>4</u>号にもとづく水田を活用した作物の産地<u>づくり</u>の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第7章</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 推進会議の資金は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金</p> <p>(3) 水田農業構造改革対策推進交付金</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(4) 負担金</u></p> <p><u>(5) その他の収入</u></p> <p>第27条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>農政局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第8章</p> <p>第32条 ~ 第33条 (略)</p> <p>第34条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業が終了した場合及び<u>推進会議が解散した場合</u>において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額については<u>当該要綱に基づき東北農政局長に返還する。</u></p> <hr/> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第35条 (略)</p> <p>附 則 (平成21年6月16日議決)</p> <p><u>この規約は、平成21年 6月16日から施行する。</u></p>	<p>農政局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第8章</p> <p>第32条 ~ 第33条 (略)</p> <p>第34条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業が終了した場合_____において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額については____要綱に基づき東北農政局長に返還するとともに、<u>同項第2号及び第3号の事業の加入契約者に係る生産者拠出相当額については当該加入契約者に返還するものとする。</u></p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第35条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程			福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程		
平成16年 4月8日制定			平成16年 4月8日制定		
平成17年 4月18日一部改正			平成17年 4月18日一部改正		
平成19年 1月10日一部改正			平成19年 1月10日一部改正		
平成19年 3月27日一部改正			平成19年 3月27日一部改正		
平成19年 6月18日一部改正			平成19年 6月18日一部改正		
平成20年 6月20日一部改正			平成20年 6月20日一部改正		
平成21年 3月27日一部改正			平成21年 3月27日一部改正		
<u>平成21年 6月16日一部改正</u>					
目次（略）			目次（略）		
第1条～第2条（略）			第1条～第2条（略）		
（事務処理体制）			（事務処理体制）		
第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。			第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。		
福島県	水田農業構造改革交付金等(産地確立交付金、稲作構造改革促進交付金、水田等有効活用促進交付金、牛肉等関税財源飼料対策費補助金)に係る事務 耕畜連携水田活用対策事業に係る事務 その他規約第4条第5号に基づく国庫補助金及び	農林水産部水田畑作課長	福島県	水田農業構造改革交付金等 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	農林水産部水田畑作課長

改正後

	交付金に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業構造改革交付金等(水田等有効活用促進指導費交付金)に係る事務 水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務 その他規約第4条第5号に基づく国庫補助金及び交付金に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会福島県本部	計画生産に関する指導・助言に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	専務理事

2 (略)

(雑則)

第4条 (略)

附則 (略)

附則(平成21年6月16日議決)

この規約は、平成21年6月16日から施行する。

改正前

福島県農業協同組合中央会	水田農業構造改革交付金等 _____に係る事務 水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務 _____ _____	農業対策部長
全国農業協同組合連合会福島県本部	計画生産に関する指導・助言に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	専務理事

2 (略)

(雑則)

第4条 (略)

附則 (略)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
平成16年 4月8日制定	平成16年 4月8日制定
平成16年 8月28日一部改正	平成16年 8月28日一部改正
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正
平成19年 1月10日一部改正	平成19年 1月10日一部改正
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正
平成20年 3月26日一部改正	平成20年 3月26日一部改正
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正
<u>平成21年 6月16日一部改正</u>	_____
目次（略）	目次（略）
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
（会計区分）	（会計区分）
第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ区分経理する。	第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ区分経理する。
(1) <u>水田農業構造改革交付金等（産地確立交付金、稲作構造改革促進交付金、水田等有効活用促進交付金、牛肉等関税財源飼料対策費補助金、水田等有効活用促進指導費交付金、需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金、食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金、水田フル活用推進交付金等）</u> 会計	(1) 水田農業構造改革交付金等_____
(2) <u>耕畜連携水田活用対策補助金会計（飼料稲フル活用緊急対策事業補助金等を含む）</u>	(2) 耕畜連携水田活用対策補助金会計_____
	_____会計

改 正 後		改 正 前	
<u>付金等)</u> 水田農業構造改革推進交付金		_____ 水田農業構造改革推進交付金	
第 2 章 ~ 第 6 章 (略)		第 2 章 ~ 第 6 章 (略)	
第 7 章 雑則		第 7 章 雑則	
第 38 条 (略)		第 38 条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
<u>附 則 (平成 2 1 年 6 月 1 6 日 議 決)</u>		_____	
<u>この規約は、平成 2 1 年 6 月 1 6 日 から 施 行 す る。</u>		_____	

議案第 4 号 平成 2 1 年度歳入歳出補正予算(案)について

平成 2 1 年度歳入歳出補正予算書総括表

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		予算額	補正額	予算差異
会計区分	科目	A	B	A + B
基金 会計	水田農業構造改革交付金会計	歳入額	4	2,388,263
		歳出額	4	2,388,263
		差引残高	0	0
	耕畜連携水田活用対策補助金会計	歳入額	1	51,959
		歳出額	1	51,959
		差引残高	0	0
水田農業構造改革推進交付金会計	歳入額	151	18,512	
	歳出額	151	18,512	
	差引残高	0	0	
会計合計	歳入額	146	2,458,734	
	歳出額	146	2,458,734	
	差引残高	0	0	

【補正内容】

- 水田農業構造改革交付金会計（産地確立交付金、稲作構造改革促進交付金、）会計
 - ・ 水田等有効活用促進対策交付金等、需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金
水田等有効活用促進指導費交付金 追加
- 耕畜連携水田活用対策補助金会計
 - ・ 飼料稲フル活用緊急対策事業補助金 追加
- 水田農業構造改革推進交付金会計
 - ・ 前年度繰越額 確定

水田農業構造改革交付金会計歳入歳出予算

(産地確立交付金、稲作構造改革促進交付金、水田等有効活用促進対策交付金等、水田等有効活用促進指導費交付金、需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金)

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	予 算 差 異		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 交付金	1 産地確立交付金	1,674,368			1,674,368	
	2 稲作構造改革促進交付金	713,891			713,891	
	3 水田等有効活用促進対策交付金	0	1		1	
	4 牛肉等関税財源飼料対策費補助金	0	1		1	
	5 水田等有効活用促進指導費交付金	0	1		1	
	6 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金	0	1		1	
歳入合計(A)		2,388,259	4		2,388,263	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	予 算 差 異		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 水田農業構造改革交付基金繰入	1 産地確立交付基金繰入	1,674,368			1,674,368	
	2 稲作構造改革促進交付基金繰入	713,891			713,891	
	3 水田等有効活用促進対策交付基金繰入	0	1		1	
	4 牛肉等関税財源飼料対策費補助基金繰入	0	1		1	
	5 水田等有効活用促進指導費交付基金繰入	0	1		1	
	6 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付基金繰入	0	1		1	
歳出合計(B)		2,388,259	4		2,388,263	

3 差引残高(A - B)

0千円

耕畜連携水田活用対策保持預金会計歳入歳出予算

(耕畜連携水田活用対策事業補助金、飼料稲フル活用緊急対策事業補助金)

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補正額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 国庫補助 金	1 耕畜連携水田活用対策事業 補助金	51,958			51,958	
	2 飼料稲フル活用緊急対策事 業補助金	0	1		1	
歳 入 合 計(A)		51,958	1		51,959	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補正額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 耕畜連 携水田活 用対策補 助金基金 繰入	1 耕畜生産振興補助金基金繰 入	0				
	2 耕畜取組面積補助金基金繰 入	51,958			51,958	
	3 飼料稲フル活用緊急対策事 業補助金基金繰入	0	1		1	
歳 出 合 計(B)		51,958	1		51,959	

3 差引残高(A - B)

0千円

水田農業構造改革推進交付金会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補正額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 交付金	1 水田農業構造改革推進交付金	15,163			15,163	
2 負担金	1 負担金	3,000			3,000	
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	500		151	349	
歳 入 合 計(A)		18,663		151	18,512	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補正額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 管理費	1 産地確立対策等管理業務費	4,537			4,537	
	2 一般管理費	13,926		151	13,927	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	200			200	
4 次年度繰越金	1 一般管理費繰越金	0				
歳 出 合 計(B)		18,663		151	18,512	

3 差引残高(A - B)

0千円

參考資料

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

平成16年	4月	8日	制定
平成17年	4月	18日	一部改正
平成19年	3月	27日	一部改正
平成19年	6月	18日	一部改正
平成19年	12月	25日	一部改正
平成20年	6月	20日	一部改正
平成21年	3月	27日	一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 会員等（第5条 - 第8条）
- 第3章 役員等（第9条 - 第12条）
- 第4章 総会（第13条 - 第19条）
- 第5章 事務局等（第20条 - 第22条）
- 第6章 専門部会（第23条 - 第24条）
- 第7章 会計（第25条 - 第31条）
- 第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分（第32条 - 第34条）
- 第9章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1の規定により福島県に設置する水田農業推進協議会の名称は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

（事務局）

第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に5箇所置く。

（目的）

第3条 推進会議は、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的とする。

（事業）

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水田農業構造改革交付金等に関すること。
- (2) 耕畜連携水田活用対策に関すること。
- (3) 地域水田農業推進協議会の指導に関すること。
- (4) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

2 推進会議は、前項第2号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(推進会議の会員)

第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。

福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会

(届出)

第6条 会員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく推進会議にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を推進会議に届出なければならない。

2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 推進会議は、会員が推進会議の会員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 福島県農業協同組合中央会常務理事
- (2) 副会長 福島県農林水産部長
- (3) 監事 福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 会長は推進会議を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して推進会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 推進会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第11条 推進会議は、役員が推進会議の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 推進会議の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第10条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定による請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。ただし、会員全員の同意があり、かつ会議の目的たる事項が第17条第4号又は第5号に掲げるものでないときは、招集の手続を経ないで総会を開催することができる。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表を行う。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項であって第17条第4号又は第5号に該当しないものにあつては、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 水田農業構造改革交付金実施方針に関する事。
- (5) 水田飼料作物生産振興計画書に関する事。
- (6) その他推進会議の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) この規約の変更
- (2) 業務方法書の変更
- (3) 推進会議の解散
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進会議に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を推進会議に提出しなければならない。

4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき推進会議の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合

3 前項各号の事務局の構成団体には、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

第21条 推進会議の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程
- (5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
- (6) その他必要な規程
（書類及び帳簿の備付け）

第22条 推進会議は、主たる事務局に、要綱及び水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省^{農林水産省}_{総合食料局長}通知。以下「要領」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省^{農林水産省}_{生産局長}通知）並びにこの規約で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) この規約及び前条各号の規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 専門部会

（専門部会の設置）

第23条 推進会議は、第3条及び第4条第4号にもとづく水田を活用した作物の産地づくりの推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。

（専門部会の構成と運営）

第24条 各専門部会の構成及び運営方法については、会長が別に定める専門部会設置要領で定めるものとする。

2 専門部会は、その目的達成のために必要な場合には、推進会議会員以外も構成員となることができるものとする。

第7章 会計

（事業年度）

第25条 推進会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（資金）

第26条 推進会議の資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 水田農業構造改革交付金
- (2) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金
- (3) 水田農業構造改革対策推進交付金
- (4) 負担金
- (5) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 推進会議の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 推進会議の事務に要する経費は、水田農業構造改革推進交付金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 推進会議の事務に要する経費は、第26条第1号、第2号、第4号及び第5号から支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第29条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(予算の繰越し)

第29条の2 予算に定めた推進会議の事務に要する経費であって資金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、推進会議は会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

(暫定予算等)

第29条の3 会長は、必要に応じて、推進会議の一事業年度のうち一定期間に係る暫定事業計画及び暫定予算を定め、執行することができる。

2 前項の暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかななければならない。

(報告)

第31条 会長は、要綱、要領その他の規程の定めるところにより次に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、東北農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく東北農政局長に届出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業が終了した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額については要綱に基づき東北農政局長に返還するとともに、同項第2号及び第3号の事業の加入契約者に係る生産者拠出相当額については当該加入契約者に返還するものとする。

2 推進会議の資金のうち負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものとする。

3 前2項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進会議の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

第35条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成16年4月8日から施行する。

2 推進会議の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則(平成17年4月18日議決)

1 この規約は、平成17年4月18日から施行する。

2 推進会議の平成17年度の事業計画及び収支予算は、改正前の第29条の規定にかかわらず、平成17年度第1回臨時総会の定めるところによる。

附 則(平成19年3月27日議決)

この規約は、東北農政局の承認を受けた日から施行する。

附 則(平成19年6月18日議決)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日議決)

この規約は、平成19年7月25日から施行する。

附 則(平成20年6月20日議決)

この規約は、平成20年6月20日から施行する。

附 則(平成21年3月27日議決)

この規約は、平成21年3月27日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

平成16年4月 8日制定

平成17年4月18日改正

平成19年1月10日改正

平成19年3月27日改正

平成19年6月18日改正

平成20年6月20日改正

平成21年3月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進会議における事務処理は、輕易なものを除き、全て文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他の方法で照会、回答、報告又は打合せ等を行ったときは、文書に準じて処理する。

3 推進会議の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかななければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。

福島県	水田農業構造改革交付金等に係る事務 耕畜連携水田活用対策事業に係る事務	農林水産部水田畑作課長
福島県農業協同組合中央会	水田農業構造改革交付金等に係る事務 水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会福島県本部	計画生産に関する指導・助言に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	計画生産に関する指導・助言に係る事務	専務理事

2 専門部会に関する事務処理は、会長が別に定める専門部会設置要領の規程にもとづき実施するものとする。

(雑則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成16年4月8日議決)

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則(平成17年4月18日議決)

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則(平成19年1月10日議決)

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則(平成19年3月27日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月20日議決)

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則(平成21年3月27日議決)

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

平成16年4月 8日制定

平成16年8月28日改正

平成17年4月18日改正

平成19年1月10日改正

平成19年3月27日改正

平成19年6月18日改正

平成20年3月26日改正

平成20年6月20日改正

平成21年3月27日改正

目次

第1章 総則（第1条 - 第9条）

第2章 勘定科目及び会計帳簿類（第10条 - 第15条）

第3章 予算（第16条 - 第19条）

第4章 出納（第20条 - 第27条）

第5章 物品（第28条 - 第31条）

第6章 決算（第32条 - 第37条）

第7章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、推進会議の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 推進会議の会計業務に関しては、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会計原則）

第3条 推進会議の会計は、次に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 推進会議の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計区分）

第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ区分経理する。

- (1) 水田農業構造改革交付金等会計
- (2) 耕畜連携水田活用対策補助金会計
- (3) 水田農業構造改革推進交付金会計

- 2 前項第2号の会計区分については、国費及び生産者拠出金をそれぞれ区分経理する。
- 3 第1項第4号の会計区分については、国費並びに負担金をそれぞれ区分経理する。
- 3 推進会議の業務遂行上必要のある場合は、第1項の会計と区分して、特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条の会計に関する口座は新ふくしま農業協同組合に開設する。

(会計年度)

第6条 推進会議の会計年度は、規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計管理責任者)

第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

(会計事務責任者)

第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。

- 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業構造改革交付金等 耕畜連携水田活用対策	福島県農林水産部水田畑作課長
水田農業構造改革交付金等 水田農業構造改革推進交付金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計に関する帳簿、伝票、書類等(第3項において「帳簿等」という。)の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう書類 5年
- (4) その他の書類 3年

- 2 前項の保存期間は決算完結の日から起算する。

- 3 帳簿等の焼却その他の処分を行う場合は、会計管理責任者の指示又は承認によって行うものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 各会計区分には、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 各勘定科目の名称、配列及び内容については会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。

- (2) 収入と支出は相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠しなければならない。
(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。
 - 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
 - 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は次のとおりとし、その様式は会長が別に定める。
 - (1) 入金伝票
 - (2) 出金伝票
 - (3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は作成者が押印し、会計管理責任者の承認印を受けるものとする。
- 5 証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょう書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

第16条の2 規約第29条の2の規定による予算の繰り越しは、100万円以下で会長が定める額とする。

- 2 繰り越した予算は、翌年度の負担金として経理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を経てこれを定める。

- 2 前項の事業計画及び収支予算は、東北農政局長に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、規約第29条の3の規定による暫定事業計画及び暫定予算については、会長が専決し、前項の規定は適用しない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第 4 章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 会計処理担当者は、金銭の出納及び保管を厳正確実にいき、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、第 1 3 条の規定による会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める領収証用紙による領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、会計管理責任者の承認を得てこれを行う。

3 銀行振込入金の場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない。

(支払方法)

第23条 会計処理担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取り引きを証する書類に基づき、会計管理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、銀行振込みにより行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたいとして会計管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについてはこの限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 銀行振込みの方法により支払を行うときは、取扱銀行の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預金等の保管)

第26条 預貯金証書等については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 物品の購入については、稟議書に見積書を添付して、会計管理責任者を経て会長の決裁をうけなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長が専決することができる。

(物品の照合)

第30条 会計処理担当者は、器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、そのき損、滅失又は移動があった場合は、会計事務責任者に通知しなければならない。

2 会計事務責任者は、器具及び備品について、毎事業年度1回以上現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 推進会議の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条ただし書の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 会計管理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 会計管理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における決算に必要な整理を行い、次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 財産目録

(決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

(報告)

第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を東北農政局長に報告しなければならない。

第7章 雑則

第38条 この規程の施行に関し必要な事項及び会計事務の手続きについては、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

1 この規程は、平成16年4月8日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成

16年8月28日から施行する。

- 2 第5条中「福島県信用農業協同組合連合会」を「新ふくしま農業協同組合」に改める。

附 則（平成17年4月18日議決）

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則（平成19年1月10日議決）

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月27日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月18日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日議決）

この規程は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年6月20日議決）

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成21年3月27日議決）

この規程は、平成21年3月27日から施行する。